

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業 Q&A集

【目次】

1. 総論
2. 補助対象事業者について
3. 補助対象事業について
4. 新創出型について
5. 補助対象経費について
6. 申請手続きについて
7. 採択、審査の観点について
8. その他

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業 Q&A集（質問一覧）

番号	質問
	【1. 総論】
Q1-1	補助金が交付されるまでの流れを教えてください。
Q1-2	「観光コンテンツ」とは具体的に何を指しますでしょうか。
Q1-3	イベントのみを実施する取組は補助対象となりますでしょうか。期間限定で提供される観光コンテンツは補助対象となりますでしょうか。
Q1-4	無料で提供される観光コンテンツの造成等も補助対象となりますでしょうか。
Q1-5	モデルルートの紹介にとどまる取組は補助対象となりますでしょうか。
	【2. 補助対象事業者について】
Q2-1	事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、協議会のような任意組織でも申請可能でしょうか。事業の実施主体として民間事業者が申請する場合、観光関連事業者以外のどのような業種でも申請可能でしょうか。
Q2-2	民間企業に関して、大企業、みなし大企業、上場企業は応募不可等の制限はありますでしょうか。同一持株会社の傘下の複数の事業者が別案件でそれぞれ応募することは可能でしょうか。
Q2-3	2つ以上の企業や自治体がコンソーシアムを組んで事業に参加することは可能でしょうか。
Q2-4	一つの実施主体が複数の事業を申請することは可能でしょうか。
Q2-5	実施主体が事業を委託する先は1者でよいでしょうか。
Q2-6	採択から交付決定の間に、プロポーザル等で受託事業者を決定しても構わないでしょうか。
Q2-7	実施主体が販売時の観光コンテンツの運営実施事業者になる必要がありますでしょうか。申請にあたり必要な資格などはありますでしょうか。
Q2-8	公募要領では、利益等排除の対象となる調達先の対象の一つに「間接補助事業者の関係会社(100%同一の資本に属するグループ企業を除く)」と記載されていますが、間接補助事業者の関係会社（100%子会社を除く）の定義を教えてください。
Q2-9	自己負担分を、実施主体ではなく連携事業者の資金で賄うことは可能でしょうか。
	【3. 補助対象事業について】
Q3-1	補助要件の一つに、観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票の作成、提出とあるが、観光コンテンツタリフ、OTA向け掲載情報票とは何でしょうか。
Q3-2	既にほかの補助金の支援を受けている、あるいは受ける予定である場合でも、申請や併用は可能でしょうか。
Q3-3	令和9年2月26日（金）よりも前に事業を完了することはできますでしょうか。
Q3-4	事業実施箇所が2つ以上の都道府県にまたがっても良いでしょうか。
Q3-5	販売開始や販売実績が補助要件となっている類型や区分がありますが、モニターツアーの販売は、この要件の対象になりますでしょうか。事業実施期間中に販売開始できなかった場合の扱いはどのようになりますでしょうか。
Q3-6	観光コンテンツの造成・販売の対象者はインバウンドに限られるでしょうか。在日外国人や日本人も対象に含めることは可能でしょうか。また、国内旅行客のみを対象とした事業は、本事業の補助対象となりますか。また、インバウンドと国内旅行客の両方を対象とするコンテンツは認められますでしょうか。
Q3-7	観光コンテンツのメディア作成（動画制作・記事作成等）を主目的とした取組は、本事業の対象外となりますでしょうか。
	【4. 新創出型について】 ※二次公募は新創出型のみになります
Q4-1	新創出型の区分3は地域観光魅力向上事業「新創出型」の間接補助事業者に限り申請可能となっていますが、地域観光魅力向上とは、どのような事業でしょうか。
Q4-2	新創出型について、区分1～3それぞれの想定採択数はありますでしょうか。

Q4-3	新創出型の区分1～3において、区分による加点や重点採択はありますでしょうか。
Q4-4	新創出型の内容に一部ガストロノミーの要素が含まれていても問題ないでしょうか。
Q4-5	新創出型の区分1の販売額や件数の基準を教えてください。また、販売しても売上がなかった場合はどのようになりますでしょうか。
Q4-6	新創出型の区分3について、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」以外に対象となる事業はありますか。例えば、令和5年度「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」等は対象になりますでしょうか。
Q4-7	新創出型で区分3への応募を検討しています。申請にあたり、実施主体を魅力向上事業（新創出型）における実施主体から変更して応募することは可能でしょうか。
【5. 補助対象経費について】	
Q5-1	補助額に消費税は含まれますでしょうか。
Q5-2	地方自治体について、消費税を含めて補助対象額を算定することは可能でしょうか。
Q5-3	関係会社の利益排除の考え方について、教えてください。
Q5-4	本事業の結果により収益が生じた場合について教えてください。
Q5-5	実施主体の人件費は対象として認められますか。本事業で臨時に雇用する人件費も補助対象となりますでしょうか。
Q5-6	モニターツアーとファムトリップの違いは何でしょうか。
Q5-7	モニターツアー参加者の交通費、宿泊費、飲食費は補助対象となりますでしょうか。
Q5-8	モニターツアー参加者へのプレゼントや景品の購入費用は補助対象となりますでしょうか。
Q5-9	お土産品の開発も補助対象となりますでしょうか。
Q5-10	モニターツアーの実施を検討しているが、回数に制限はありますか。
Q5-11	ファムトリップを在日外国人向けに実施することは可能でしょうか。
Q5-12	補助対象額は事業期間内に請求が発生した分となりますか。それとも支払いが発生したタイミングとなりますでしょうか。
Q5-13	令和9年2月26日（金）までにすべての支払いが完了している必要がありますでしょうか。
Q5-14	申請事業の事前着手は可能でしょうか。
Q5-15	工事費は補助対象となりますでしょうか。
Q5-16	地域の観光資源について調査する費用は補助対象となりますでしょうか。
Q5-17	システム構築費は補助対象となりますでしょうか。
Q5-18	事業実施期間外も含まれる年間契約やランニングコストは補助対象となりますでしょうか。
Q5-19	招聘費には旅費も含まれますでしょうか。
Q5-20	実施主体自らが開催する商談会にかかる旅費は補助対象となりますでしょうか。
Q5-21	観光コンテンツの造成に係る旅費は補助対象となりますでしょうか。
Q5-22	各経費については、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方を見積もりを採用してくださいとの記載がありますが、細目ごとに複数見積もりを取る場合の具体的な方法や進め方を教えていただけますでしょうか。また、価格が高くては業務品質の観点から選定することは可能でしょうか。

Q5-23	2者以上の見積書が必要なことについて、同様のサービスを提供する事業者が1者しかない場合はどうすればよいでしょうか。
Q5-24	連携する地域事業者が明確で、かつ地域の観光コンテンツを提供する事業者である場合も2者以上の見積りが必要でしょうか。
Q5-25	必須の2者以上の相見積りは、一次受け業者のみが対象でしょうか。それとも、一次受けが再委託する二次受け業者も対象になりますでしょうか。
Q5-26	ガイド育成研修は補助対象経費となりますでしょうか。
Q5-27	アクティビティツアーで使用する備品（例：冬季の安全用ビーコンなど）も補助対象経費に含まれますでしょうか。
Q5-28	補助対象経費の「工事費」には、古民家の再生(補修、リフォーム等)や、宿泊施設に地域食材を使った体験型キッチンを設置する工事費は含まれるでしょうか。
Q5-29	海外の企業との連携にかかる費用（販売支援等）は補助対象となりますでしょうか。
Q5-30	鉄道運行と宿泊体験をセットにする場合、車両貸切料や車内イベント費も補助対象となりますでしょうか。
Q5-31	域内調達の範囲は、事業を実施する都道府県内まででしょうか。
Q5-32	採択後の事業着手時に、経費立替負担を軽減するための概算払いは可能でしょうか。
Q5-33	SNS運営、分析、サイト情報発信を自社で行った場合、補助対象となりますでしょうか。
Q5-34	備品の購入・設備の導入に関して、金額の制限や管理など注意点はありますか。
Q5-35	海外への展示会出展や海外旅行会社への営業のための渡航費や宿泊費は対象となりますでしょうか。
Q5-36	公募要領の観光コンテンツ造成に係る経費に「効果測定に必要な調査」とありますが、具体的にどのような調査を行えばよいのでしょうか。
Q5-37	発注先について法人・個人並びに関係会社等の定めはありますか。
Q5-38	OTA掲載の場合の、OTA成果課金手数料分を経費にすることはできますでしょうか。
Q5-39	駅・空港から観光地までの車両購入やレンタカー費用は、補助対象となりますでしょうか。
Q5-40	補助対象経費について、インバウンド向けと認められる具体的な基準はありますか。
【6. 申請手続きについて】	
Q6-1	申請にあたり、具体的な手続きを教えてください。
Q6-2	設立間もない法人で、財務諸表を提出することができない場合、どうすればよいでしょうか。
Q6-3	申請手続きは、実施主体以外の者（連携事業者等）が行うことは可能でしょうか。
Q6-4	連携先の同意書は、委託先すべてについて必要ですか。また、自治体も必要でしょうか。
Q6-5	公募申請時の事業費を超過して採択後に交付申請をすることはできませんでしょうか。
Q6-6	プレゼン動画とはどのようなものが期待されているのでしょうか。
Q6-7	申請時に提出するプレゼン動画には、実施主体に加え、連携自治体や事業者の出演も必要でしょうか。
Q6-8	プレゼン動画とは、申請書類に加えて本人説明の動画を添付してよい、という理解でよいでしょうか。
Q6-9	申請後に申請内容を修正することは可能でしょうか。
Q6-10	事業計画書について簡易的でも申請前に相談することは可能でしょうか。

Q6-11	販売開始が事業実施期間内で、観光コンテンツのツアー実施が販売終了後の場合は、区分 1 でしょうか。
Q6-12	区分 3 については、補助要件の一つとして造成した観光コンテンツの販売開始となっているが、観光コンテンツは本事業期間中に改善した内容である必要がありますでしょうか。
Q6-13	一次公募に応募して不採択だった事業者は二次公募に申請できますか。
Q6-14	一次公募で不採択となった事業について、事業計画の改善を行ったうえで二次公募に応募する場合、一次公募申請時に取得した地方公共団体や連携事業者の同意書は再度取得し直す必要はありますか。
Q6-15	今後、「分野特化型（ガストロノミー）」及び「品質向上型」の二次公募は予定されていますか。
Q6-16	なぜ、「分野特化型（ガストロノミー）」及び「品質向上型」の二次公募は実施しないのでしょうか。
Q6-17	観光コンテンツの一部（宿泊先、飲食場所）など、全てを連携先として記載が必要でしょうか。
Q6-18	同意書を手交した連携先が採択後に連携不可になった場合は、手続きは必要ですか。
Q6-19	費用積算書の各費目単価について、目安はありますか。
Q6-20	事前に運輸局に質問してもいいでしょうか。
Q6-21	地方運輸局が設定した重要テーマに合致する事業については、どのように申請すればよいでしょうか。
Q6-22	地方運輸局が設定した重要テーマに近い事業を検討していますが、申請時には必ず重要テーマを選択しなければならないでしょうか。
【7. 採択、審査の観点について】	
Q7-1	二次公募の審査結果はいつわかりますでしょうか。
Q7-2	提出した書類等が公開されることはありますかでしょうか。
Q7-3	補助金の採択・不採択について、会社名は公表されますでしょうか。
Q7-4	交付決定はいつ頃になりますか。また、事業開始はいつから可能になりますでしょうか。
Q7-5	省力化、省人化などの取組が行われる場合は加点するとありますが、具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。
Q7-6	審査の観点にある「域内調達率」とは何でしょうか。
Q7-7	審査の観点につきまして、6 つの項目のうち重点的に審査される項目はあるのでしょうか。
Q7-8	クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」において推進されている取組とはどのようなことを想定していますでしょうか。
Q7-9	加点要素となっている「コンテンツ地方創生拠点」について、具体的な情報はどこで公表されていますでしょうか。
Q7-10	広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組とはどのようなことを想定していますでしょうか。
Q7-11	持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われることは、具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。
Q7-12	収益性について、目安となる利益率の基準はありますかでしょうか。
Q7-13	地方運輸局が設定した重要テーマに合致する事業については、優先的に採択することですが、採択件数に目安はありますかでしょうか。
Q7-14	各運輸局のテーマについて詳しく知るにはどうすればよいでしょうか。
【8. その他】	
Q8-1	概算払いは可能でしょうか。

Q8-2	補助金はいつ支払われますでしょうか。
Q8-3	制作物の著作権について教えてください。
Q8-4	本事業で屋外での観光コンテンツの実施を予定しているが、天候等によっては催行できない場合がありますが、その場合にはどのような対応になりますでしょうか。
Q8-5	仮に事業が10月に終了したとしても、補助額を受け取れるのは令和9年3月中になりますでしょうか。

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業 Q&A集

番号	質問	回答
【1. 総論】		
Q1-1	補助金が交付されるまでの流れを教えてください。	補助金が交付されるまでの流れは以下の通りです。 1. 応募申請（Web申請） 2. 採択通知 3. 交付申請に関する資料提出（2者以上の見積書など）注：6/18までの申請時は必要ありません。 4. 補助金交付決定（この後事業着手可能） 5. 事業の実施 6. 完了実績報告書及び精算書類提出 7. 事業終了後の補助事業関係書類保管等（5年間）
Q1-2	「観光コンテンツ」とは具体的に何を指しますでしょうか。	本事業における「観光コンテンツ」とは、地域の観光資源を活用して観光客に提供する観光プログラムやツアーのことを主に指します。本事業では、その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組を支援します。
Q1-3	イベントのみを実施する取組は補助対象となりますでしょうか。期間限定で提供される観光コンテンツは補助対象となりますでしょうか。	年間、または特定の季節を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組が補助対象となりますが、新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費は補助対象外です。地域の伝統行事やお祭り、芸術祭などをきっかけとして、年間や季節を通じて体験できるような継続的な提供が可能な観光コンテンツを造成する取組であれば、補助対象となり得ます。
Q1-4	無料で提供される観光コンテンツの造成等も補助対象となりますでしょうか。	原則として、無料で提供される観光コンテンツの造成等に係る取組は補助対象外です。本事業は観光需要の平準化つながらるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的としています。事業の終了後においても、継続的に観光コンテンツの供給が行われるよう、販売価格、コスト管理、販路が具体的に計画されており、継続的な事業の運営が可能かといった収益性の観点からも審査します。
Q1-5	モデルルートの紹介にとどまる取組は補助対象となりますでしょうか。	本事業は、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的として、観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を支援するものです。単に、モデルルートを紹介するような情報提供は補助事業の対象外です。
【2. 補助対象事業者について】		
Q2-1	事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、協議会のような任意組織でも申請可能でしょうか。事業の実施主体として民間事業者が申請する場合、観光関連事業者以外のどのような業種でも申請可能でしょうか。	実施主体は、地方公共団体、DMO、民間事業者等としており、協議会等の任意団体が実施主体となることは可能です。また、観光事業者に限らず申請することが可能です。ただし、個人が実施主体となって申請することはできません。なお、公募申請時に設立されていない実施主体は、応募資格を満たしていないため申請することはできません。
Q2-2	民間企業に関して、大企業、みなし大企業、上場企業は応募不可等の制限はありますか。同一持株会社の傘下の複数の事業者が別案件でそれぞれ応募することは可能でしょうか。	企業は、規模やその形態を問わず、実施主体となって申請することは可能です。また、同一持株会社の傘下の複数の事業者が実施主体となり異なる内容の事業を申請することは可能です。なお、関連会社等から調達を行う場合、取引の価格から利益等相当額を除いた額を補助対象経費として申請する必要がありますので、ご注意ください。
Q2-3	2つ以上の企業や自治体がコンソーシアムを組んで事業に参加することは可能でしょうか。	協議会等の任意団体を組成するのではなく、複数企業がコンソーシアムを形成し連名で申請することはできません。代表となる一地方公共団体又は一の企業が実施主体となる必要があります。
Q2-4	一つの実施主体が複数の事業を申請することは可能でしょうか。	事業ごとに申請が必要ですが、複数の事業を申請することは可能です。ただし、事業費の一部は申請者が自己負担することが前提ですので、申請者の財務状況や体制等を踏まえた上で申請してください。
Q2-5	実施主体が事業を委託する先は1者でよいでしょうか。	事業の一部を委託事業者に委託することは可能ですが、原則として事業の全体を1者に委託することは認められません（ただし、プロポーザルの実施等の方式を用いて委託される場合は、この限りではありません）。委託事業者の数に特段の定めはありませんが、実施主体が主体的・中心的な役割を担い事業を実施することが求められます。
Q2-6	採択から交付決定の間に、プロポーザル等で受託事業者を決定しても構わないでしょうか。	可能となります。申請時には参考見積もり額の事業費にて申請をしてください。本事業の採択後にプロポーザルを実施する場合には、委託事業者が特定した後に本事業の交付決定となります。
Q2-7	実施主体が販売時の観光コンテンツの運営実施事業者になる必要がありますでしょうか。申請にあたり必要な資格などはありますか。	実施主体が観光コンテンツの運営実施事業者である必要はありません。申請時に提出いただく事業計画書において、販売時の観光コンテンツの運営実施事業者を定めていただくこととなります。
Q2-8	公募要領では、利益等排除の対象となる調達先の対象の一つに「間接補助事業者の関係会社（100%同一の資本に属するグループ企業を除く）」と記載されていますが、間接補助事業者の関係会社（100%子会社を除く）の定義を教えてください。	「間接補助事業者の関係会社（100%同一の資本に属するグループ企業を除く）」の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。具体的には、財務諸表等規則に定められている「関連会社」や「その他の関係会社」に該当する会社を指します。
Q2-9	自己負担分を、実施主体ではなく連携事業者の資金で賄うことは可能でしょうか。	自己負担額の調達方法の定めはありませんので、連携事業者から調達することは可能です。様式1（事業計画書）において、自己負担額の調達内容を記載してください。
【3. 補助対象事業について】		
Q3-1	補助要件の一つに、観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票の作成、提出とあるが、観光コンテンツタリフ、OTA向け掲載情報票とは何でしょうか。	観光コンテンツタリフとは、造成した観光コンテンツに関する企画内容や設定期間、販売価格、最少催行人員、販売手数料等が記載されたものであり、旅行会社との商談のみならず、運営上の整理にも役立つものです。事務局にて観光コンテンツタリフの様式を提供し、観光コンテンツタリフを作成いただけます。OTAとはOnlineTravelAgencyの略で、インターネット上で旅行商品や体験アクティビティを販売・予約できるプラットフォームのことを指します。OTAに商品掲載・販売をするにあたり必要な情報をまとめた様式がOTA向け掲載情報票となります。観光コンテンツタリフと同じく事務局より様式を提供し、作成いただけます。尚、事務局への提出はいずれか一方で構いません。
Q3-2	既にほかの補助金の支援を受けている、あるいは受ける予定である場合でも、申請や併用は可能でしょうか。	同一の内容について、国が助成するほかの制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。重複する事業が複数採択となった場合は、いずれか一方の申請を取り下げいただく場合があります。なお、申請する対象経費に重複がなく、事業内容が別であることが明らかな場合は、この限りではありません。また、国以外の都道府県や市町村等の制度（補助金、委託費等）を併せて利用する場合については、補助対象となる場合がありますが、経費の二重取りとなる可能性のある制度との併用は認められません。
Q3-3	令和9年2月26日（金）よりも前に事業を完了することは可能ですでしょうか。	実施期間は「補助金交付決定後～令和9年2月26日（金）」とされており、この期間内に事業を完了し、完了実績報告書及び精算書類を提出することが求められます。令和9年2月26日（金）は最終期限であり、それ以前に事業を完了することもできます。
Q3-4	事業実施箇所が2つ以上の都道府県にまたがっても良いでしょうか。	申請は可能です。
Q3-5	販売開始や販売実績が補助要件となっている類型や区分がありますが、モニターツアーの販売は、この要件の対象となりますでしょうか。事業実施期間中に販売開始できなかった場合の扱いはどのようになりますでしょうか。	造成した観光コンテンツを販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを実際に購入できる状態を「販売」と指しますので、限られた参加者や関係者を招くモニターツアーの販売は、補助要件として認められません。本事業実施期間内に補助要件を満たせなかった場合、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。特に、区分1および区分3では、造成した観光コンテンツの販売を開始することが要件となっています。

Q3-6	観光コンテンツの造成・販売の対象者はインバウンドに限られるでしょうか。在日外国人や日本人も対象に含めることは可能でしょうか。また、国内旅行者のみを対象とした事業は、本事業の補助対象となりますか。また、インバウンドと国内旅行者の両方を対象とするコンテンツは認められますでしょうか。	本事業はインバウンドを対象とした観光コンテンツの造成や販売等を支援するものですので、海外から日本を訪れる観光客をターゲットとした観光コンテンツの造成等を主目的としてください。インバウンドと国内旅行者の双方を対象とするコンテンツの造成も可能ですが、一般的に、ターゲットに応じた販売経路や情報発信を適切に行うことが重要ですので、適切な事業計画を立ててください。 主目的であるインバウンドを対象とする観光コンテンツの造成等に加えて、国内の旅行者向けの観光コンテンツの造成等を申請に含めることは可能ですが、国内旅行者のみを対象とした事業は補助対象外となります。
Q3-7	観光コンテンツのメディア作成（動画制作・記事作成等）を主目的とした取組は、本事業の対象外となりますでしょうか。	本事業は、観光コンテンツの造成、販路基盤整備、情報発信等を行う取組が補助対象となります。メディア作成が主目的の取組は認められません。 ただし、情報発信のための素材としてメディア作成は可能です。
【4. 新創出型について】 ※二次公募は新創出型のみになります		
Q4-1	新創出型の区分3は地域観光魅力向上事業「新創出型」の間接補助事業者に限り申請可能となっていますが、地域観光魅力向上とは、どのような事業でしょうか。	令和6年度補正予算で実施した事業で、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施しました。地域観光魅力向上事業には、新創出型と販売型があり、新創出型は新たな観光コンテンツ造成及び販路構築を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的とした取組です。
Q4-2	新創出型について、区分1～3それぞれの想定採択数はありますか。	区分ごとの想定採択件数はありません。選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価をし、選定を行います。
Q4-3	新創出型の区分1～3において、区分による加点や重点採択はありますか。	いずれの区分も選定委員会において、公募要領に記載の加点要素を含めた審査の観点に基づいて総合的に評価を行い、選定いたします。
Q4-4	新創出型の内容に一部ガストロノミーの要素が含まれていても問題ないでしょうか。	新創出型の内容に一部ガストロノミーが含まれていても問題ありません。
Q4-5	新創出型の区分1の販売額や件数の基準を教えてください。また、販売しても売上がなかった場合はどのようになりますでしょうか。	新創出型の区分1は、本事業実施期間内に、観光コンテンツの造成から販売までを目的とした取組を行う事業であり、造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。販売額や件数等は、補助要件には含まれておりません。
Q4-6	新創出型の区分3について、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」以外に対象となる事業はありますか。例えば、令和5年度「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」等は対象になりますでしょうか。	新創出型の区分3は、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。
Q4-7	新創出型で区分3への応募を検討しています。申請にあたり、実施主体を魅力向上事業（新創出型）における実施主体から変更して応募することは可能でしょうか。	魅力向上事業（新創出型）で採択された事業と同一の事業（継続事業）であれば、実施主体が変更となる場合でも応募可能です。申請の際に、実施主体が変更となっていることを理由を添えて記載してください。
【5. 補助対象経費について】		
Q5-1	補助額に消費税は含まれますでしょうか。	課税事業者である補助事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めません。詳細は公募要領をご確認ください。
Q5-2	地方自治体について、消費税を含めて補助対象額を算定することは可能ですでしょうか。	地方自治体は、公募要領のVI.1.(10)に示す「国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である間接補助事業者」または「国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う間接補助事業者」に該当するため、消費税を含めて補助対象額を算定することが可能です。
Q5-3	関係会社の利益排除の考え方について、教えてください。	実施主体による経費の支出先に実施主体自身や、利益等排除の対象となる関連会社を含む場合には、利益等排除の処理を行う必要があります。
Q5-4	本事業の結果により収益が生じた場合について教えてください。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、事業の結果、収益が生じた場合には、収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。本事業では、事業完了時までに直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱とします。詳細は、採択事業者向けに配布する事業実施マニュアルをご参照ください。
Q5-5	実施主体の人件費は対象として認められますか。本事業で臨時に雇用する人件費も補助対象となりますでしょうか。	実施主体（補助対象事業者）の人件費は補助対象外となります。なお、本事業の取組に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金は補助対象となります。
Q5-6	モニターツアーとファミトリップの違いは何でしょうか。	一般的には、モニターツアーは造成したコンテンツの検証や改善を目的として一般参加者や関係者を招くもの、ファミトリップは旅行会社やメディア関係者、インフルエンサーなどを招き、情報発信や販路開拓を目的とするものとして区別されます。
Q5-7	モニターツアー参加者の交通費、宿泊費、飲食費は補助対象となりますでしょうか。	モニターツアー内の交通費、宿泊費、飲食費は補助対象となります。ただし、参加者の自宅から集合場所までの交通費は補助対象外です。
Q5-8	モニターツアー参加者へのプレゼントや景品の購入費用は補助対象となりますでしょうか。	旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費は補助対象外です。
Q5-9	お土産品の開発も補助対象となりますでしょうか。	本事業では、その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組が求められるため、単にお土産品を開発する、あるいは実質的に土産品を開発することが主となる取組は補助対象とはなりません。ただし、コト消費が主体となる観光コンテンツの構成要素として真に必要な土産品であると認められる場合は、補助対象となります。
Q5-10	モニターツアーの実施を検討しているが、回数に制限はありますか。	モニターツアーの催行に回数制限はございません。なお、モニターツアーの定義についてはQ5-6をご確認ください。
Q5-11	ファミトリップを在日外国人向けに実施することは可能ですでしょうか。	ファミトリップは、観光コンテンツの魅力発信と販路開拓が目的となりますので、訪日外国人旅行者への発信力が期待できる在日外国人インフルエンサーやメディア関係者であれば可能です。
Q5-12	補助対象額は事業期間内に請求が発生した分となりますか。それとも支払いが発生したタイミングとなりますでしょうか。	令和9年2月26日（金）までに支払いを含めて、全ての業務を完了する必要があります。令和9年2月26日（金）までに支払いを完了させた支払い済証憑を、実績報告にて提出いただけます。
Q5-13	令和9年2月26日（金）までにすべての支払いが完了している必要がありますでしょうか。	令和9年2月26日（金）までにすべての支払いが完了するだけでなく、その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、遅くとも令和9年2月26日（金）までに、完了実績報告書の提出を済ませる必要があります。
Q5-14	申請事業の事前着手は可能ですでしょうか。	補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となります。なお、交付決定前に、その後の準備として事業者の選定等の事務作業を始めることは可能ですがその経費は補助の対象外となります。
Q5-15	工事費は補助対象となりますでしょうか。	工事費は原則として補助対象外です。ただし、観光コンテンツの実施に真に必要なと認められる備品や設備の設置工事等については、補助対象となる場合があります。
Q5-16	地域の観光資源について調査する費用は補助対象となりますでしょうか。	本事業での観光コンテンツの造成等に関して真に必要なと認められる場合は対象となり得ます。例えば、観光コンテンツの行程や情報発信方法の改善を目的とした効果測定等に必要となる調査費用は補助対象となります。単に地域資源を棚卸し、観光資源としての活用可能性を調査する費用は補助対象とはなりません。
Q5-17	システム構築費は補助対象となりますでしょうか。	本事業での観光コンテンツの造成等に関して真に必要なと認められる場合は対象となり得ます。例えば、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム（例：観光コンテンツやガイドの予約管理、オペレーション改善・効率化、安全管理やガイドの改善・向上、ガイド供給量の可視化及びマッチング等（ローカルガイド人材情報の把握・整理を含む。））の構築・整備に係る費用は補助対象となります。

Q5-18	事業実施期間外も含まれる年間契約やランニングコストは補助対象となりますでしょうか。	補助対象経費は、原則として補助金交付決定後から令和9年2月26日（金）までの事業実施期間内に発生し、支払いが完了する経費が対象となります。事業実施期間外にかかる年間契約費やランニングコストは、その期間分が補助対象外となる可能性があります。また、補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）は補助対象外です。
Q5-19	招聘費には旅費も含まれますでしょうか。	例えば、販路基盤整備・情報発信に係る経費として、「造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘」に係る費用が想定されますが、これら基本的には普通の座席クラス（エコノミークラス）は補助対象となり、招聘にかかる旅費も含まれます。
Q5-20	実施主体自らが開催する商談会にかかる旅費は補助対象となりますでしょうか。	真に必要と認める場合には、商談会への出展に係る旅費は補助対象となります。実施主体が自ら開催する商談会にかかる旅費がこれに該当するかは、個別の事業計画に基づいて判断されます。事務局にて旅費にかかる内容、日数、参加人数、バス・飛行機等の座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
Q5-21	観光コンテンツの造成に係る旅費は補助対象となりますでしょうか。	販路基盤整備・情報発信に係る経費であれば、補助対象になり得ますが、例えば単なる視察や、事業者において経常的に発生する旅費などは、観光コンテンツの造成に係る旅費とは認められません。採択後、事務局にて、旅費にかかる内容、日数、参加人数、バス・飛行機等の座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
Q5-22	各経費については、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方の見積もりを採用していただきたいとの記載がありますが、細目ごとに複数見積もりを取る場合の具体的な方法や進め方を教えていただけますでしょうか。また、価格が高くても業務品質の観点から選定することは可能でしょうか。	6/18までの申請時は見積書および相見積りの提出は必要ありません。 ただし採択決定後の交付申請時まで、各経費につき2者以上から取得する必要があります。「細目ごと」とは、例えば「ウェブサイト制作費」の場合、「デザイン費」「コーディング費」等の見積りを個別に2者から取得するのではなく、ウェブサイト制作業務全体を対象に2者以上から見積を取得してください。また、備品購入にあたっては、物品ごとの調達はそれぞれ2者以上の見積が必要となります。 なお、事業の成果に直結する重要業務や、高度な専門性が求められる場合は、価格以外の要素を踏まえた選定も認められます。その際は、なぜ安価な業者を選ばなかったのか等の選定理由が必要となります。
Q5-23	2者以上の見積書が必要なことについて、同様のサービスを提供する事業者が1者しかない場合はどうすればよいでしょうか。	原則として2者以上からの見積書が必要とされています。同様のサービスを提供する事業者が1者しかないなど、やむを得ない理由により2者以上の見積書が取得できない場合は、事前に事務局に相談し、その理由を説明する必要があります。
Q5-24	連携する地域事業者が明確で、かつ地域の観光コンテンツを提供する事業者である場合も2者以上の見積りが必要でしょうか。	原則として、各経費は2者以上の見積書が必要で、地域事業者であっても同様です。ただし、連携体制内の企業が、その業務や物品について唯一の提供者である等、競争原理が働かない特殊な事情がある場合は、その理由を明確に説明・証拠等で証明することで、1者からの見積りでも認められる可能性があります。
Q5-25	必須の2者以上の相見積りは、一次受け業者のみが対象でしょうか。それとも、一次受けが再委託する二次受け業者も対象となりますでしょうか。	相見積りの原則は、実施主体が直接契約する一次受け業者に適用されます。
Q5-26	ガイド育成研修は補助対象経費となりますでしょうか。	説明会資料に記載している補助対象経費は例を示したものです。ガイド確保や育成に関する経費も対象となります。
Q5-27	アクティビティツアーで使用する備品（例：冬季の安全用ビーコンなど）も補助対象経費に含まれますでしょうか。	観光コンテンツ造成に必要な不可欠な備品であれば、補助対象となります。ただし、真に必要不可欠で、事業終了後の自立的継続に必要なものに限られます。
Q5-28	補助対象経費の「工事費」には、古民家の再生（補修、リフォーム等）や、宿泊施設に地域食材を使った体験型キッチンを設置する工事費は含まれるでしょうか。	本事業は、観光コンテンツの造成等を目的としたものであるため、観光コンテンツの実施に真に必要と認められる備品や設備の購入と、それら設置工事は補助対象ですが、それ以外は補助対象外となります。
Q5-29	海外の企業との連携にかかる費用（販売支援等）は補助対象となりますでしょうか。	海外企業との連携費用も補助対象となる可能性があります。インバウンド向けの販路開拓や情報発信に資するものであれば、「販路基盤整備・情報発信に係る経費」に含まれます。ただし事業実施後の契約書類の写しや実績報告時の証憑類等の事業に必要な書類は、国内企業の場合と同様に提出していただく必要があります。また、書類の日本語への翻訳も実施主体にて全て対応してください。
Q5-30	鉄道運行と宿泊体験をセットにする場合、車両貸切料や車内イベント費も補助対象となりますでしょうか。	本事業での観光コンテンツの造成等に関して真に必要であると認められる場合は対象となり得ます。
Q5-31	域内調達の範囲は、事業を実施する都道府県内まででしょうか。	「域内調達」とは、公募要領の審査観点で示されるように、地域経済への波及効果が高い調達を指しています。範囲は明確に定義していませんが、一般的には事業実施市町村やその周辺の経済圏が該当すると考えられます。
Q5-32	採択後の事業着手時に、経費立替負担を軽減するための概算払いは可能でしょうか。	補助金は事業終了後の清算払いになり、概算払いは認められません。実施主体は一旦立て替えの上、事業完了後に実績報告を行い、承認された後に補助金が交付されます。
Q5-33	SNS運営、分析、サイト情報発信を自社で行った場合、補助対象となりますでしょうか。	常勤職員の賃金・通勤費等は補助対象外となりますが、外部専門業者への委託費や、本事業のために臨時雇用した職員の人件費は、補助対象となります。
Q5-34	備品の購入・設備の導入に関して、金額の制限や管理など注意点はありますか。	観光コンテンツ等の造成に際して真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものと判断された場合、対象経費に計上できます。 補助対象経費で取得した備品については、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円（税抜き）以上のものについて、取得財産等管理台帳を備えて適切に管理してください。また、単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払を受けた後であっても、一定期間処分（補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されますので、ご注意ください。
Q5-35	海外への展示会出展や海外旅行会社への営業のための渡航費や宿泊費は対象となりますでしょうか。	造成した観光コンテンツの販売経路の確保及び販売目的に真に必要と認められる場合には、海外商談会への出展、高付加価値旅行を取り扱う海外旅行会社への営業等に係る渡航費や宿泊費等は、「プロモーションに係る経費」に該当します。 観光庁にて出展内容や出張先企業、滞在日数、渡航人数、座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
Q5-36	公募要領の観光コンテンツ造成に係る経費に「効果測定に必要な調査」とありますが、具体的にどのような調査を行えばよいのでしょうか。	公募要領に記載された「効果測定に必要な調査」は、対象経費の例を記載したものです。例えば、造成した観光コンテンツを体験した訪日外国人旅行者に「国・地域別誘客数、国・地域別費目別旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度」などのアンケート調査を実施して、本事業による効果を検証する調査などが考えられます。
Q5-37	発注先について法人・個人並びに関係会社等の定めはありますか。	発注先の定めはございませんが、原則全ての受発注において相見積りが必要となります（相見積りができない場合、相応の事由書の提出が必要です）。なお、補助金決定の際には証憑を確認しますので、適切な証憑書類を準備できる発注先としてください。 また、法人・個人の別に関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める関係者から財・役務等の調達を行う場合は、利益相当額を除いた額で発注・契約する必要がありますので、予めご注意ください。
Q5-38	OTA掲載の場合の、OTA成果課金手数料分を経費にすることはできませんでしょうか。	手数料は補助の対象経費に含むことはできません。

Q5-39	駅・空港から観光地までの車両購入やレンタカー費用は、補助対象となりますでしょうか。	車両、船舶、テレビ、タブレット端末等、汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品単体の購入は補助対象外となります。また、実施主体が事業として当然備えているべき機、椅子等の備品の導入に関しては、補助対象外とします。ただし、本事業で造成する観光コンテンツの提供にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められる場合があります。
Q5-40	補助対象経費について、インバウンド向けと認められる具体的な基準はありますか。	補助対象経費についての具体的な基準はありませんが、本事業はインバウンドを対象とした観光コンテンツの造成や販売等を支援するものですので、海外から日本を訪れる観光客をターゲットとした観光コンテンツの造成等を主目的とした適切な事業計画を立てていただいた上で、支出する経費や証憑が事業計画に基づく経費であることが必要です。
【6. 申請手続きについて】		
Q6-1	申請にあたり、具体的な手続きを教えてください。	申請手続きは、以下の通りです。 1. 事業者登録（本事業サイトの申請ページにて） 2. 申請資料の準備（事業計画書、費用積算書、事業概要、連携先の同意書、プレゼン動画、財務諸表等） 3. 電子申請（本事業サイトの申請ページより、令和8年5月29日（金）13時～6月18日（木）12時） 4. 申請受付メールの確認（24時間以内に事務局より送付）
Q6-2	設立間もない法人で、財務諸表を提出することができない場合、どうすれば良いでしょうか。	事業年度が1か年しか経過していても申請は可能です。提出資料の「直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書」については、提出できる範囲で提出してください。具体的には、貸借対照表や損益計算書等の決算書類と事業報告書をご提出下さい。事業報告書がない場合は、事業内容が分かる資料をご提出下さい。また、類似書類等の追加提出を求める場合がありますのでご対応ください。
Q6-3	申請手続きは、実施主体以外の者（連携事業者等）が行うことは可能でしょうか。	申請手続きは、事業の責任主体である実施主体が行う必要があります。
Q6-4	連携先の同意書は、委託先すべてについて必要ですか。また、自治体も必要でしょうか。	連携先の同意書（様式5）は、連携先すべて（地方公共団体含む）について提出が必要です。同意書には連携先の押印が必須となります。地方公共団体については、押印または文書番号での提出が可能です。なお、連携先ではない地方公共団体からの同意書は不要です。
Q6-5	公募申請時の事業費を超過して採択後に交付申請をすることはできませんでしょうか。	公募申請時の事業費を超過して採択後に交付申請をすることはできません。補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容を変更する際には、変更交付申請が必要となります。
Q6-6	プレゼン動画とはどのようなものが期待されているのでしょうか。	事業概要（様式4）のアピールポイントに記載する内容も踏まえながら、申請書類だけでは表現しきれない、事業にかける意気込みや目標等をアピールする場としてご活用ください。プレゼン内容は審査の観点も踏まえ総合的に評価いたします。
Q6-7	申請時に提出するプレゼン動画には、実施主体に加え、連携自治体や事業者の出演も必要でしょうか。	プレゼン動画の説明者は、実施主体の代表者または担当者が必須で、連携自治体や事業者の出演は必須ではありません。なお、プレゼン動画は2分以内とし、MP4形式にてご提出ください。また説明者は動画の冒頭で事業者名と名前をお知らせください。
Q6-8	プレゼン動画とは、申請書類に加えて本人説明の動画を添付してよい、という理解でよいでしょうか。	プレゼン動画は、申請時にその他の書類と合わせて必須で提出していただくものです。
Q6-9	申請後に申請内容を修正することは可能でしょうか。	申請期間中であれば、申請内容を修正し、再提出することは可能です。ただし、締切時刻を過ぎてからの修正は受け付けられません。なお、採択後に事業内容を変更する場合は、変更申請の提出と承認が必要となります。
Q6-10	事業計画書について簡易的でも申請前に相談することは可能でしょうか。	個別の事業計画の適否に関するアドバイスや個別の相談はいたしかねます。公募要領やQ&Aのほか、申請に必要な事業計画書の記入例などを事業サイトに掲載しておりますが、これら資料に関して不明点等があれば、事務局までご連絡ください。また、申請前支援としてスタートアップセッションを事業サイトに掲載しておりますので、併せてご活用ください。
Q6-11	販売開始が事業実施期間内で、観光コンテンツのツアー実施が販売終了後の場合は、区分1でしょうか。	ご質問のケースでは、販売開始は実施期間内に行われるため、区分1に該当すると考えられます。販売開始とは、観光客がコンテンツを購入できる状態になることを指していますので、実際のツアー実施が補助事業期間終了後であっても、販売が開始されれば区分1の要件に該当します。
Q6-12	区分3については、補助要件の一つとして造成した観光コンテンツの販売開始となっているが、観光コンテンツは本事業期間中に改善した内容である必要がありますでしょうか。	区分3では、昨年度の事業で造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすることが補助要件となっていますので、本事業期間中に観光コンテンツを改善することまでは求めていません。ただし、昨年度の事業の成果や課題を踏まえて、必要に応じて本事業内で改善を図っていただいてもかまいません。
Q6-13	一次公募に応募して不採択だった事業者は二次公募に申請できますか。	一次公募で不採択の場合でも、計画の改善を行ったうえで、申請することが可能です。なお、申請様式に一次公募からの変更点がありますので、事業サイトにてご確認ください。
Q6-14	一次公募で不採択となった事業について、事業計画の改善を行ったうえで二次公募に応募する場合、一次公募申請時に取得した地方公共団体や連携事業者の同意書は再度取得し直す必要はありますか。	二次公募では計画の改善を行った上で申請いただくため、必ず連携先には計画の内容を説明し、同意を取っていただく必要があります。そのうえで、同意書の内容に変更がない場合には、一次公募で提出した同意書を提出することも可能です。
Q6-15	今後、「分野特化型（ガストロノミー）」及び「品質向上型」の二次公募は予定されていますか。	「分野特化型（ガストロノミー）」及び「品質向上型」の二次公募は予定しておりません。
Q6-16	なぜ、「分野特化型（ガストロノミー）」及び「品質向上型」の二次公募は実施しないのでしょうか。	公募全体の進捗や申請状況等を総合的に勘案し、二次公募では募集類型を調整しております。その結果、新創出型に限定した募集としています。
Q6-17	観光コンテンツの一部（宿泊先、飲食場所）など、全てを連携先として記載が必要でしょうか。	事業計画書に記載する「連携先」は、事業の実施に必要な運営上の基盤を有する組織・団体（地方公共団体含む）で、それぞれの役割分担が明確であり協力体制を築けている関係者を指します。「連携先」でなければ同意書の提出は不要です。
Q6-18	同意書を手交した連携先が採択後に連携不可になった場合は、手続きは必要ですか。	同意書は、「連携先の役割分担が明確となっていること」を確認した書面になります。採択後に、同意書を提出した事業者を含まずに進行することについては「事業の変更」となりますので、事務局へ変更届を提出し、承認を得ていただく必要があります。

Q6-19	費用積算書の各費目単価について、目安はありますか。	すべての経費は、その内容の詳細がわかるように詳細に記載してください。目安として、各経費の単価が50万円以内となるように役務の内容等を細分化して記載してください。また、数量・単位を「一式」や「等」にまとめて記載しないようご注意ください。
Q6-20	事前に運輸局に質問してもいいでしょうか。	重要テーマについて、事前に運輸局に質問していただくことは可能です。説明資料に記載しております、該当する運輸局の連絡先へご質問ください。
Q6-21	地方運輸局が設定した重要テーマに合致する事業については、どのように申請すればよいでしょうか。	事業計画書（様式1）①-5（地方運輸局が推進する重要テーマとの関連性）の項目において、関連する旨の選択をお願いします。
Q6-22	地方運輸局が設定した重要テーマに近い事業を検討していますが、申請時には必ず重要テーマを選択しなければならないでしょうか。	必ずしも選択いただくものではありません。なお、地方運輸局が設定した重要テーマに合致する事業については、優先的に採択する予定です。
【7. 採択、審査の観点について】		
Q7-1	二次公募の審査結果はいつわかりますでしょうか。	令和8年8月上旬を目途に、結果を通知します。
Q7-2	提出した書類等が公開されることはありますか。	公開される可能性があります。提出資料は行政文書であり、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となります。また、採択後、観光庁等で対外向けに公表される場合があるため、提出資料（特に写真）は公表可能なものを使用してください。
Q7-3	補助金の採択・不採択について、会社名は公表されますでしょうか。	採択事業については、事業サイト上に事業主体名、事業名、事業概要等を公表いたします。不採択事業についての公表は行いません。
Q7-4	交付決定はいつ頃になりますか。また、事業開始はいつから可能になりますでしょうか。	交付決定は令和8年8月下旬～9月目途を予定しています。補助対象事業は交付決定日以降に開始可能です。
Q7-5	省力化、省人化などの取組が行われる場合は加点するとありますが、具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。	具体的には、業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応等を想定しています。従来、人が担っていた提携業務や対応をICTで代替することや、運用・仕組みの見直しにより、手順や対応を標準化する取組などが考えられます。
Q7-6	審査の観点にある「域内調達率」とは何でしょうか。	「域内調達率」とは、事業で必要となる物品やサービスを、実施主体や連携先が、当該事業が実施される地域内から調達する割合を指します。域内調達率が高いほど、地域経済への裨益および経済波及効果が高いと評価されます。
Q7-7	審査の観点につきまして、6つの項目のうち重点的に審査される項目はあるのでしょうか。	6つの項目を総合的に判断し、審査させていただきます。
Q7-8	クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」において推進されている取組とはどのようなことを想定していますでしょうか。	内閣府は、「知的財産推進計画2025」に基づき、宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上に向けて、コンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取組を、「コンテンツ地方創生拠点」として選定し（令和7年度中）、関係省庁が連携して推進していくこととなっております。そのため、本事業に申請された事業内容が、「コンテンツ地方創生拠点」において推進される取組の一部である場合には、加点を行っていくものです。
Q7-9	加点要素となっている「コンテンツ地方創生拠点」について、具体的な情報はどこで公表されていますでしょうか。	「コンテンツ地方創生拠点」は、内閣府のクールジャパン戦略関連の公式サイトにて公表しています。令和8年度の選定結果は、「知的財産戦略推進事務局」のページをご覧ください。
Q7-10	広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組とはどのようなことを想定していますでしょうか。	広域連携DMOは、広域連携観光戦略案及び、この戦略に基づく令和8年度実施計画案を作成し、これらは令和7年度中に国土交通省の各運輸局により承認される予定です。本事業に申請された事業内容が、広域連携DMOの策定する実施計画の一部である場合には、加点を行っていくものです。
Q7-11	持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われることは、具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。	実施体制内に、ベストツーリズムドレッシング（BTV）・グリーンディステーション（GD）・JSTS-Dのいずれかの認証を取得していることです。詳細は、様式1（事業計画書）をご参照ください。
Q7-12	収益性について、目安となる利益率の基準はありますか。	利益率の基準や具体的な定めはありませんが、将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できるものであることが必要です。
Q7-13	地方運輸局が設定した重要テーマに合致する事業については、優先的に採択するとのことですが、採択件数に目安はありますか。	申請状況などを踏まえて重要テーマに合致する事業を採択する予定です。
Q7-14	各運輸局のテーマについて詳しく知るにはどうすればよいでしょうか。	各運輸局のテーマに関しては、説明会の資料や動画をご覧ください。また、テーマに関する具体的なご質問は、対応する運輸局に直接ご確認ください。
【8. その他】		
Q8-1	概算払いが可能でしょうか。	本事業では、概算払いは実施いたしません。
Q8-2	補助金はいつ支払われますでしょうか。	補助金は、必要な報告や書類を提出していただいた後、原則、事業完了後の実績報告審査を経て、遅くとも3月末までに支払われます。
Q8-3	制作物の著作権について教えてください。	公募要領には、制作物の著作権に関する具体的な規定は明記されていません。ただし、提出資料や交付決定後の報告資料等に記載する文言や掲載する写真は、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう公表可能なものを使用するよう求められているため注意してください。
Q8-4	本事業で屋外での観光コンテンツの実施を予定しているが、天候等によっては催行できない場合がありますが、その場合にはどのような対応になりますでしょうか。	屋外実施等天候に左右される観光コンテンツの場合は、申請段階であらかじめ悪天候時の代替案の検討もお願いいたします。なお、天災地変や感染症拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますので、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費は対象とします。
Q8-5	仮に事業が10月に終了したとしても、補助額を受け取れるのは令和9年3月中になりますでしょうか。	補助事業が完了後、補助事業の成果を記載した実績報告書等、公募要領等に定める書類を提出いただき、事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金の額が確定致します。報告書の提出、額の確定等が早期に終了した場合は早期の精算が可能です。詳細は採択された事業者様にお伝えいたします。